

人事行政の運営等の状況(水道事業)

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用・退職者数

	R6. 4. 1現在	R6. 4. 2～R7. 4. 1		R7. 4. 1現在
		採用者等	退職者等	
職員数	25	3	4	24

(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和6年	令和7年		
公営企業	水 道	25	24	△ 1	
合 計		25	24	△ 1	

(3) 年齢別職員構成の状況

(令和7年4月1日現在)

区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0	1	2	1	4	3	2	0	3	2	5	1	24

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(水道事業会計決算)

区 分	人 口 (年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 5年度の 人件費率
令和6年度	人 43,874	千円 941,022	千円 △ 15,114	千円 178,041	% 18.9	% 19.8

(2) 職員給与費の状況(水道事業会計予算)

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手 当	計 B	
令和7年度	人 25	千円 93,095	千円 20,145	千円 38,974	千円 152,214	千円 6,089

(注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。

2 給与費は当初予算に計上された額です。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	一 般 行 政 職			技 能 労 務 職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
水道事業	円 320,146	円 385,720	歳月 42.3	円 280,576	円 314,411	歳月 45.6

(4) 昇給への勤務成績の反映状況

1月1日における昇給の号給数は、6月及び12月の勤勉手当における人事評価等を参考として、以下の定める基準に基づき実施しています。(令和7年1月1日現在)

昇給区分		極めて良好	特に良好	良好	やや良好でない	良好でない
昇給の号給数	一般職員	8号給以上	6号給	4号給	2号給	0
	55歳以上※	2号給以上	1号給	0	0	0

※技能労務職は、55歳以上を57歳以上と読み替えます。

(5) 職員手当の状況

① 令和6年度の期末手当・勤勉手当の状況

赤穂市				国			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
6月期	1.225月分	1.025	月分	6月期	1.225月分	1.025	月分
12月期	1.275月分	1.075	月分	12月期	1.275月分	1.075	月分
計	2.500月分	2.100	月分	計	2.500月分	2.100	月分
職制上の段階、職務の級等による加算措置有				職制上の段階、職務の級等による加算措置有			

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況

期末手当は6月1日及び12月1日(基準日)にそれぞれ在職する職員の在職期間に応じて支給され、勤勉手当は基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給されます。

② 令和6年度の退職手当の状況

(令和7年3月31日現在)

赤穂市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.270750月分	勤続25年	28.0395月分	33.270750月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(3～30%加算)			定年前早期退職特例措置(3～30%加算)		

③ 令和6年度の特殊勤務手当の状況

手当支給職員の割合(水道事業会計)		50.0 %
支給職員1人当たり平均支給年額		42,000 円
手 当 の 種 類(手 当 数)		4
代表的な手当の名称	支給額の多い手当	現場監督手当
	多くの職員に支給されている手当	現場監督手当

(注) 1人当たり平均支給年額は、令和6年度の水道事業会計決算をもとに算出しています。

④ 時間外勤務手当の状況

令和6年度	支 給 総 額	3,300 千円
	職員1人当たり支給年額	300 千円
令和5年度	支 給 総 額	5,656 千円
	職員1人当たり支給年額	298 千円

⑤ 管理職手当の状況

令和6年度	支 給 総 額	2,579 千円
	職員1人当たり支給年額	860 千円
令和5年度	支 給 総 額	2,808 千円
	職員1人当たり支給年額	702 千円

⑥ その他の手当(令和7年4月1日現在)

区 分	内 容	市長部局の 制度との異 同	支給実績	支給職員1人当たり 平均支給年額
扶養手当	配偶者 3,000円 子 11,500円 父母等 6,500円 特定年齢に係る加算 子1人 5,000円	同	2,551 千円	232 千円
地域手当	給料の5% (国は給料、扶養手当、管理職手 当の合計額の5%)	同	5,514 千円	221 千円
住居手当	貸家居住者 16,000円を超える家 賃の額(28,000円を限度)	同	560 千円	187 千円
通勤手当	交通機関利用者 運賃等相当額 (55,000円を限度) 自動車等利用者 片道2km以上 の者(2,000円～31,600円)	同	1,468 千円	92 千円

(注) 支給実績及び1人当たり平均支給年額は、令和6年度の水道事業会計決算をもとに算出しています。扶養手当の特定年齢に係る加算は、満15歳に達した最初の4月1日から満22歳に達した最初の3月31日までの間が対象です。

3 職員の勤務時間その他勤務条件及びサービスの状況

(1) 年次休暇の取得可能日数及び取得状況(令和6年中)

年次休暇	内 容	平均取得日 数(日)	前年平均取 得日数(日)
	1年に最大20日付与 (1年で消化できなかった場合は翌年にのみ繰越可)	11.4	12.7

(2) 育児休業の取得状況(令和6年度)

育児休業を新たに取得した職員数と取得予定期間

取 得 期 間	3か月未満	3～6か月	6～9か月	9か月以上	合 計
取 得 者 数	0	0	0	0	0

(3) 介護休暇の取得状況(令和6年度)

介護休暇を取得した職員数と取得予定期間

取得期間	1か月未満	1～2か月未満	2～3か月未満	3～4か月未満	4～5か月未満	5～6か月未満	合計
取得者数	2	0	0	0	0	0	2

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の種類及び件数(令和6年度)

分限処分とは、勤務成績が良くない場合、心身の故障のために職務の遂行に支障がある場合や長期休養を要する場合など、公務能率を維持するために問題が生じた時に、任命権者の権限で、降任、免職、休職、降給させることができるものです。

処分件数 0 件

(2) 懲戒処分の種類及び件数(令和6年度)

懲戒処分とは、法律又は条例、規則に違反した場合、職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合、免職、停職、減給、戒告となるものです。

種 類	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
処分件数	0	0	0	0	0

5 職員の研修及び人事評価の状況(令和6年度)

(1) 職員研修

市長部局において統一的に実施。

(2) 人事評価の目的

人事評価は、職員が職務を遂行するに当たって発揮した能力と業務目標に対する成果を把握し、人事管理の基礎として活用するものです。評価の際に自己評価や面談を行うことで、従来の勤務評定に比べて、さらに客観性と透明性を高めるとともに、より高い能力を持った職員の育成につなげることを目的として実施しています。

(3) 人事評価の実施状況

ア 対 象 者 全職員

イ 評 定 者 原則として直近の上司2名

ウ 基 準 日 各年9月30日及び3月31日

エ 評定期間 能力評価 4月1日～9月30日(基準日9月30日)
10月1日～3月31日(基準日3月31日)

業績評価 4月1日～3月31日(基準日3月31日)

6 職員の福祉及び利益の保護の状況

区 分	実 施 主 体	内 容
共済制度	兵庫県市町村職員共済組合	短期給付、長期給付等(民間でいう社会保険、厚生年金)に関する事業を行っています。
	赤穂市職員互助会	職員の相互共済及び福利増進のための事業、各種給付事業、貸付事業等を行っています。
公務災害補償	地方公務員災害補償基金	公務員が、公務上受けた労働災害(公務災害)について、地方公務員災害補償法に基づく補償を行います。